

## 第4回一関市農業委員会総会議事録

告 示 年 月 日      平成30年12月21日  
 告 示 番 号        第13号  
 会 議 年 月 日      平成30年12月25日  
 会 議 の 場 所      一関市川崎町 川崎農村環境改善センター  
 出 席 委 員        別紙のとおり  
 欠 席 委 員        別紙のとおり

### 会議に出席した職

事 務 局 長      小野寺 英 幸  
 局 長 補 佐      岩 渕 道 明  
 企 画 係 長      千 葉 奈 津 枝  
 主 任 主 事      阿 部 喜 昭

本 日 の 案 件      第4回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開 会 時 刻        午後1時34分

議 長	本日の出席委員は24名であります。 定足数に達しておりますので、第4回一関市農業委員会総会を開会いたします。
議 長	行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、あらかじめご了承ください。
議 長	議案審議に入る前に、お諮りをいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に8番 松岡 千賀子 委員、9番 永畠 幸一 委員を指名いたします。 書記には、千葉係長、阿部主任主事を指名いたします。
議 長	議案審議に入ります。 「報告第6号 専決処分の報告について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。
局 長	1ページをお開き願います。 報告第6号、専決処分の報告についてご説明いたします。 農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専

決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、平成30年12月18日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から4ページの第6号までの6件、6名の方からの相続による届出に対して受理と決定したものです。

この専決処分につきましては、相続などにより農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」すると規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で「報告第6号」の説明を終わります。

この際、質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 なければ、報告第6号の質疑を終わります。

議 長 次に、「報告第7号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局 長 それでは、5ページをお開き願います。

報告第7号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第5号までの5件、5筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担

議 長  
議 長  
局 長

当地域農業委員及び推進委員に届出の内容について通知しております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土及び進入路の整備分5件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第7号」の説明を終わります。

質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、報告第7号の質疑を終わります。

次に、「議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

6ページをご覧ください。

議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請3件でございます。

第1号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため、売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりであり、加えて3年間の物納となっております。

第2号については、譲渡人は既に市外へ転居しておりますが、譲受人が農地のほか宅地、山林、住居を購入し、退職後に移住し農業を始めたいというものであります。

売買金額は記載のとおりとなっております。

譲受人の職業は公務員で農家ではありませんが、新潟県に農地を持っており、休日を利用して農作業に従事しているとのことです。

2年後をめどに、こちらに移住し、農業に従事するという事で営農計画書を提出しております。

6ページから7ページをご覧ください。

第3号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり平成33年3月31日までの2年間で物納となっております。

次に、花泉地域に係る申請1件でございます。

第4号については、譲受人が経営規模拡大のため、以前に借りたことのある農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請4件でございます。

第5号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が経営安定のため贈与により取得するものです。

8ページをご覧ください。

第6号については、譲渡人が施設に入所しており耕作できないため、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第7号については、貸付人が高齢で耕作管理できないため、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり平成35年12月31日までの5年間となっております。

第8号については、譲受人が道路事業用地の代替地として取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

9ページをご覧ください。

次に、千厩地域に係る申請2件でございます。

第9号については、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第10号については、譲渡人が高齢のため耕作することが難しいことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、川崎地域に係る申請2件でございます。

第11号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が経営安定のため贈与により取得するものです。

10ページをご覧ください。

第12号については、第11号と同じく、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が経営安定のため贈与により取得するものです。

最後に、藤沢地域に係る申請4件でございます。

第13号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

議 長  
22番  
佐藤圭一委員

10ページから11ページをご覧ください。

第14号については、貸付人が経営移譲年金を継続受給するため、借受人に使用貸借権を再設定するものです。

貸借期間は記載のとおり平成40年12月31日までの10年間となっております。

12ページの第15号と13ページの第16号については、耕作の利便性を図るため、自分が所有する農地の近くにある相手方が所有する農地をそれぞれ交換するものであります。

以上16件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第18号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、平成30年12月12日、水曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員として齋藤委員、私 佐藤でございます。

農地利用最適化推進委員 佐々木委員、阿部委員でございます。

事務局職員 小野寺事務局長、阿部主任主事、千葉主任でございます。

報告内容、第1号から第3号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

ご苦労さまでした。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

花泉地域の農地法第3条の現地調査報告をいたします。

現地調査日は12月11日、午前9時より、現地調査員は私 皆川、それから最適化推進委員 小野寺 安春 委員、千葉 浩昭 委員、支所職員 藤江産業経済課主任主事です。

報告内容、第4号について、別紙現地調査書のとおり、現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長  
3番  
皆川清喜委員

<p>議 長 11番 石川誠司委員</p>	<p>す。 以上です。 ありがとうございました。 大東地域の担当委員の方、お願いいたします。 農地法第3条現地調査報告を行います。 大東地域です。 現地調査日、平成30年12月11日、午前9時30分より、現地調査員として農業委員 畠山、私 石川、農地利用最適化推進委員として武田委員、事務局職員として岩淵局長補佐、支所職員 熊谷産業経済課主任主事でございます。 報告内容、第5号から第8号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題はないと判断いたしました。</p>
<p>議 長 12番 佐藤繁委員</p>	<p>以上です。 ありがとうございました。 次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。 千厩地域の農地法第3条現地調査報告を行います。 現地調査日、平成30年12月11日、午後1時半より行いました。 現地調査員、農業委員 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、小野寺委員、事務局職員 岩淵局長補佐、支所職員 畠山産業経済課主査です。 報告内容、第9号から第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。</p>
<p>議 長 15番 遠藤勝幸委員</p>	<p>以上、報告いたします。 ご苦労さまでした。 次に、川崎地域の担当委員の方、お願いいたします。 川崎地域、農地法第3条現地調査報告を行います。 現地調査日、平成30年12月11日、午前9時より行いました。 調査員、農業委員 私 遠藤です。 高橋農地利用最適化推進委員、小野寺推進委員、支所からは菅原産業経済課課長補佐です。 第11号から第12号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認により調査しました結果、いずれも効率的な利用が</p>

議 長  19番 佐々木栄一委員		<p>図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ  ます。</p> <p>以上、報告を終わります。  ありがとうございました。</p> <p>次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。  農地法第3条現地調査の報告をいたします。  藤沢地域であります。</p> <p>現地調査日につきましては、30年12月11日、午前9時30分より  開始いたしました。</p> <p>調査員につきましては、農業委員 私 佐々木とそれから畠山委  員、それから推進委員につきましては菅原委員、事務局職員とい  たしまして阿部主任主事、支所職員といたしまして佐藤産業経済  課主事であります。</p> <p>第13号から第16号について、別紙現地調査書のとおり現地確認  又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な  利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思わ  れます</p>
議 長  6番 佐藤徹委員		<p>以上であります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果についての報告を終わります。  審議願います。</p> <p>第1号のことですが、譲受人が売買によって取得したというこ  とでございますけれども、加えて物納米60kgを3年間、平成31年  から33年とございますけれども、この15万円にプラス3年間は米  60kgを物納するという事で理解してよろしいでしょうか。</p>
局 長  議 長 2番 渋谷皓委員		<p>今おっしゃったとおりでございます、売買代金のほかに物納  ということで3年間、米60kgをお支払いするといえますか、そう  いうことでございます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>第2号についてお伺いします。</p> <p>この方は現在、公務員であって、退職したらここに住んで営農  しますということですがけれども、もう少し詳しく教えてください。</p>
局 長 補 佐		<p>それでは、私のほうからお答えさせていただきます。</p> <p>この方は現在、東京に住んでいるということでございます。</p> <p>それで、今回取得されまして、東京から通いながら、管理や耕</p>

		作をしていくという話でございます。
		それで、2年後の退職をめぐりに、こちらに来て家族で住むという計画のようでございます。
議	長	ほかにございませんか。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第18号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		14ページをお開き願います。
		議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。
		次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。
		本議案に係る申請は11件で、一関地域3件、千厩地域2件、東山地域が1件、室根地域5件でございます。
		第1号は、譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。
		農地区分は、都市計画区域内の準工業地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。
		第2号と第3号は、譲受人が26区画の宅地分譲を行いたいので転用申請するものでございます。
		農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域内に存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。
		15ページをお開き願います。
		第4号は、譲受人が介護タクシー事業業務拡張のため、事務所及び物置等を設置したいので転用申請するものでございます。
		農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第5号は、譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第6号は、譲受人が県発注の「一般国道343号松長根橋（その2）橋梁補強工事」に伴う現場事務所及び資材置場等として利用したいので、田666㎡のうち567㎡を一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年11月30日まででございます。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

第7号から第9号は、借受人が県発注の「本宿の沢筋本宿地区溪流保全工工事」に伴う資材置き場、重機置場、作業ヤードとして利用したいので一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年12月31日まででございます。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地でございますが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

17ページをお開き願います。

第10号と第11号は、借受人が県発注の「本宿の沢（2）筋本宿地区溪流保全工工事」に伴う仮設道路、資材置場等として利用したいので、田3,313㎡のうち2,511.56㎡を一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年9月30日まででございます。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地でございますが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりでございます。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第19号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

議 長

22番  
佐藤圭一委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。  
一関地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。  
現地調査日と現地調査員は3条と同じですので省略させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から東に約960mの位置にあり、周囲は東・西側が宅地、南側が市道、北側が農地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定としていることから周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第2、第3号、申請地は、JR一ノ関駅から南西に約1.2kmの位置にあり、周囲は東側が水路及び農地、西側が水路及び宅地、南側が市道、北側が水路となっております。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定としていることから周辺農地に影響はないと思われま

す。  
以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

12番  
佐藤繁委員

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員については3条と同じですので省略いたします。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、JR千厩駅から北西に約1.2kmの位置にあり、周囲は東側が国道、西側が農地、南側が雑種地、北側が宅地となっております。

申請人が介護タクシー事業の業務拡張に係る事務所及び駐車場等として整備する計画であり、排水は雨水のみで、周辺への影響はございません。

第5号、申請地は、JR千厩駅から南東に約800mの位置にあり、周囲は東側が現況宅地（平成30年8月23日転用許可済み）、西・北側が市道、南側が現況雑種地（平成30年8月23日転用許可済み）となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の

議 長  
13番  
鈴木初男委員

設置を予定していることから周辺農地に影響はないと思われ  
ます。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

東山地域、農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、平成30年12月11日、午前9時より、現地調査員、  
私 鈴木、千葉委員、渡辺委員、支所職員 渡邊産業経済課長補佐  
です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った  
結果、下記のとおり報告いたします。

第6号、申請地は、東山支所から北に約4.1kmの位置にあり、  
周囲は東側が山林、西・南側は市道、北側は農地となっていま  
す。

申請人が公共工事に伴う資材等置き場及び現場事務所等として  
一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は  
速やかに農地へ復旧することから周辺農地に影響はないと思われ  
ます。

なお、本工事は、岩手県発注の「一般国道343号松長根橋（そ  
の2）橋梁補強工事」であります。

以上です。

ご苦労さまでした。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査報告書、室根地域です。

調査日は平成30年12月11日、午後1時半より行いました。

調査員として農業委員 私 芳賀です。

農地利用最適化推進委員として 岩渕委員、熊谷委員、事務局  
職員 阿部主任主事、支所職員として 土屋産業経済課主任主事  
です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った  
結果、下記のとおり報告いたします。

第7号から第9号、申請地は、JR矢越駅から南に10kmの位置  
にあり、周囲は東側が山林及び農地、西・北側が農地、南側は河  
川となっています。

申請人が公共工事に伴う仮設道路及び資材置き場として一時的  
に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やか

17番  
芳賀武郎委員

に農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま  
す。

なお、本工事は、岩手県発注の「本宿の沢筋本宿地区溪流保全  
工工事」であります。

第10号、第11号、申請地は、J R 矢越駅から南に約10.2kmの位  
置にあり、周囲は東・西側が農地、南側が河川、北側が市道とな  
っています。

申請人が公共工事に伴う仮設道路及び資材置き場として一時的  
に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やか  
に農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思います。

なお、本工事も、岩手県発注の本宿の沢（2）筋本宿地区溪流  
保全工工事」であります。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての報告を終わります。

審議願います。

21番  
畠山潔委員

些細なことですが、6号の申請地についてですが、土地利用状  
況図を見ますと、この転用箇所之地番が間違っていると思うので  
すけれども。

その確認です。

局 長 補 佐

申し訳ございません。

ただいまおっしゃるとおりでございます。

申し訳ありませんが、訂正をよろしくお願いいたします。

それから、もう1か所訂正をお願いしたいのですが、16ページ  
の9番の譲渡人の住所が室根町折壁となっていますけれども、こ  
れは津谷川の間違いでございます。

すみませんが、これも訂正をお願いいたします。

あと、現地確認調査書のほうですが、22ページの9番になりま  
す。

これにつきましても譲渡人の住所が間違っていますので同じよ  
うに訂正をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議 長

審議願います。

11番  
石川誠司委員  
局 長 補 佐

議案書の14ページの2号について、譲渡人が2人となっており  
ますけれども、この2人の持分はどうなっているのでしょうか。

持分につきましては、2分の1ずつということになっているよ

		うでございます。
議	長	ほかにございませんか。
		よろしゅうございますか。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第19号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第20号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		18ページをお開き願います。
		議案第20号 農地転用事業計画変更申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。
		次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出がありましたので意見を求めるものでございます。
		本議案に係る申請は、農地法第4条に係る申請が藤沢地域1件でございます。
		第1号は、平成30年10月18日付けで、太陽光発電パネルを設置する目的で4条許可があったものでございますが、設置場所の一部で竹林の陰になる所があり、事前に伐採することで協議済みでしたが、許可後に再度協議を行ったところ、伐採できないということがわかり、パネルの配置を一部変更しようとするものでございます。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第20号」の説明を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
		「議案第20号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について

		て」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第20号」を許可相当と決します。
議	長	次に、「議案第21号 一関市農用地利用集積計画の撤回について」を上程いたします。
		なお、説明は議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		19ページをお開き願います。
		議案第21号 一関市農用地利用集積計画の撤回についての議案の内容についてご説明いたします。
		一関市長より、一関市農用地利用集積計画撤回処分書の提出がありましたので、議決を求めるものでございます。
		21ページをお開き願います。
		本議案に係る申請は、一関地域に係る利用権貸借の撤回が1件でございます。
		申請地は、平成31年度より農地中間管理機構関連農地整備事業により基盤整備を行う巖美・滝原ひがし地区内の農地で、本事業により基盤整備を行うためには、15年以上の貸借契約が必要なため、以前の10年の貸借契約を一度撤回し、今月の集積計画で再度15年以上の契約を行うものでございます。
		この撤回については、これは解約ということになるものでございますけれども、この制度ができたのは昨年9月であり、それより前に契約していたものにつきましては一度撤回して再契約をするということでございますし、昨年9月以後に契約したものについては期間の変更で対応できるということでございまして、今回は9月より前に契約したものでありますので、撤回ということで、今月の総会のほうにかけさせていただいたところでございます。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第21号」の説明を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。  
「議案第21号 一関市農用地利用集積計画の撤回について」を  
可と決する方は挙手願います。  
(挙手満場)

議 長 挙手満場です。  
よって、「議案第21号」を可と決します。

議 長 次に、「議案第22号 一関市農用地利用集積計画の決定につい  
て」を上程いたします。  
局長補佐より説明いたさせます。

局 長 補 佐 22ページをお開き願います。  
議案第22号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案  
の内容についてご説明いたします。  
一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出がありました  
ので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議  
決を求めるものでございます。  
24ページをお開き願います。  
本議案に係る申請は、利用権貸借が65件、所有権移転が5件、  
農地中間管理機構に係る貸借で個別案件が25件、集団案件が45件  
でございます。  
初めに利用権貸借でございますが、第1号から36ページの第27  
号までは、一関地域に係る申請でございます。  
37ページをお開き願います。  
第28号から43ページの第40号までの13件は、花泉地域に係る申  
請となっております。  
第41号から46ページの第46号までの6件でございますが、これ  
は大東地域に係る申請でございます。  
47ページをお開き願います。  
第47号から第50号までの4件は、東山地域に係る申請ござい  
ます。  
第51号と第52号の2件につきましては、室根地域に係る申請で  
ございます。  
第53号から54ページの第65号までの13件でございますけれど  
も、これは藤沢地域に係る申請でございます。  
55ページをお開き願います。  
次に所有権移転でございます。  
第1号は、花泉地域に係る申請でございます。

第2号から60ページの第5号までですけれども、これは藤沢地域に係る申請でございます。

これにつきましては、各法人が法人に所有権を移転することになっていきますけれども、後継者がいないとか、それから事業廃止とか、そういうような理由がありまして、手づくり 館ヶ森ハム工房のほうに所有権を移転するという申出でございます。

次に農地中間管理機構に係る貸借で個別案件ということになりますけれども、第1号は、大東地域に係る申請でございます。

第2号から62ページの第4号までは、東山地域に係る申請でございます。

第5号から68ページの第18号までの14件は、室根地域に係る申請でございます。

第19号から第21号まで、これは川崎地域に係る申請でございます。

70ページをお開き願います。

第22号から第25号までの4件は、藤沢地域に係る申請ということになってございます。

いずれも農地中間管理機構への貸借ということでございます。

72ページをお開き願います。

次に農地中間管理機構に係る貸借で集団案件ということになります。

第1号から77ページの第45号まででございますけれども、これは一関地域に係る申請ということで、先ほども説明させていただきましたけれども、農地中間管理機構関連農地整備事業により基盤整備を行う巖美・滝原ひがし地区に係る貸借となっております。

以上、各申請の詳細につきましては記載のとおりですので、ご覧願います。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第22号」の説明を終わります。

議案書を事前に配布しておりますが、55ページ以上にわたる膨大な中身でございまして、若干区切って質疑をすればいいのかと

議 長

		も思いますが、皆さんの希望に添いたいと思いますが、いかがいたしますか。
議	長	<p>それでは、一発勝負でいきます。</p> <p>なお、貸借権設定第14号から第19号について6番 佐藤 徹 委員、第30号について7番 佐藤 均 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第22号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を貸借権設定第14号から第19号、第30号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第22号」、貸借権設定第14号から第19号、第30号を除き可と決します。</p>
議	長	<p>次に、貸借権設定第14号から第19号を審議いたします。</p> <p>佐藤 徹 委員は退室願います。</p> <p>(午後2時31分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第22号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定第14号から第19号を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第22号」、貸借権設定第14号から第19号を可と決しました。</p> <p>佐藤 徹 委員は入室願います。</p> <p>(午後2時32分 入室)</p>
議	長	<p>佐藤 徹 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第22号」、貸借権設定第14号から第19号は可と決しまし</p>

た。

議 長 次に、貸借権設定第30号について審議いたします。  
佐藤 均 委員は退室願います。  
(午後 2 時32分 退室)

議 長 審議願います。  
(なしの声あり)

議 長 審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。  
「議案第22号 一関市農用地利用集積計画の決定について」、  
貸借権設定第30号を可と決する方は挙手願います。  
(挙手満場)

議 長 挙手満場です。  
よって、「議案第22号」、貸借権設定第30号を可と決しました。

議 長 佐藤 均 委員は入室願います。  
(午後 2 時33分 入室)

議 長 佐藤 均 委員に申し上げます。  
「議案第22号」、貸借権設定第30号は可と決しました。

議 長 次に、「議案第23号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。  
局長補佐より説明いたさせます。  
77-1 ページをお開き願います。  
議案第23号 農用地利用配分計画案に係る意見についての議案の内容についてご説明いたします。  
一関市長より、78ページのとおり農用地利用配分計画案に係る協議がありましたので、意見を求めるものでございます。  
79ページをお開き願います。  
本議案に係る申請は、貸借の移転が 8 件でございます。  
第 1 号は、83ページまで記載してございますけれども、一関地域に係る申請でございます。  
これも巖美・滝原ひがし地区に係る申請でございます。  
第 2 号は、大東地域に係る申請でございます。  
第 3 号は、東山地域に係る申請でございます。  
第 4 号は、室根地域に係る申請でございます。  
第 5 号が、川崎地域に係る申請でございます。

		<p>第6号から第8号までは、藤沢地域に係る申請でございます。          以上、各申請の内容については記載のとおりでございます。          また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第23号」の説明を終わります。          なお、第3号について、15番 遠藤 勝幸 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。          質疑ございませんか。</p>
15番	遠藤勝幸委員	<p>厳美地区の中間管理事業を使った集約ですけれども、参考までにお聞きしたいのですけれども、これは中間管理事業を使ってこの先、基盤整備事業を始めるということによろしいのでしょうか。          それは何年くらいかかるのか、どのくらいの範囲なのかもあるでしょうし、もっと集約するのかどうなのか、その辺教えてください。</p>
	局長 補 佐	<p>その基盤整備が始まるまで、滝原ファームがこういう小さな田んぼを耕作していくということによろしいのでしょうか。          すみません、期間については確認しておりませんでしたので、確認させていただきたいと思います。          それから、今おっしゃったように基盤整備が入っていない部分につきましては、小さい区画でも耕作していくということになるかと思えます。</p>
議	長	<p>以上でございます。          期間については追って報告いたさせます。          ほかにございませんか。</p>
10番	佐藤和威治委員	<p>同じく82ページの中に、登記簿の地目が原野で現状が田んぼというような表記があるわけですが、これは地目変更登記をして田んぼになったということなのでしょう。</p>
	局長 補 佐	<p>何を聞きたいかという、開田ではないのかと、その確認をさせていただければというように思いまして、ご質問いたしました。          開田は本来ないはずですが、現況が田ということで使用しているということなので、恐らく原野で登記されている所を田んぼで使っているということになっているのではないかと思います。</p>

		<p>実際は休耕というか、荒れているような状態であれば、その農地については基盤整備事業の対象とならないはずでございますので、今おっしゃったような、開田ということになるかどうかはわかりませんが、いずれ田んぼにして使っているのではないかとこのように思います。</p>
議	長	<p>暫時休憩します。 (午後2時42分 休憩) (午後2時49分 再開)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
局	長	<p>局長より答弁いたさせます。</p>
		<p>ただいまの登記地目が原野、そして現状地目が田んぼという所の土地についてでありますけれども、これにつきましては、いつからそのような現状かについては、はっきりとはわからないわけでありまして、現状が田であるということで、今回、農業公社のほうで借入れをして基盤整備の対象になったということでございますので、そういうことでご理解のほうをお願いしたいと思います。</p>
		<p>以上です。</p>
議	長	<p>ほかにございませんか。</p>
4番		<p>中間管理機構と2年前に契約をしたのですが、それが当事者の管理で返すと言われたのですが、こういった集積の分は総会のほうにかかりますが、取りやめたという分は管理機構のほうからこちらの農業委員会のほうに話はあるのでしょうか。</p>
		<p>それで、取りやめたという分をまた誰かに耕作してもらいたいという話ですが、そういった手続きのほうは多分届いていると思うのですが。</p>
局 長 補 佐		<p>合意解約ということで、事務局のほうに出てくることはあります。</p>
		<p>公社とのやり取りも入ってくるということなので、そういう合意解約をするには少し時間もかかりますけれども、出てくることはあります。</p>
		<p>以上です。</p>
4番		<p>初めてのケースだからだと思いますけれども、今そういったことで、多分、中間管理機構を通してあるので、料金が発生していると思うのです。</p>
千葉綾雄委員		<p>まだ2年そこそこで返されるのかと、また世話をしてほしいと</p>

- 議 長 　　というような話をされているのですが、手続き上終わらないと、またそれが継続しているもの、違う人がいたからまた貸す、また世話をしても、このような格好になったのではどうなのかと。
- こういうことを今現在抱えておりますので、その辺わかり次第教えてください。
- 議 長 　　中間管理事業が始まって数年経つわけですが、貸す人が亡くなったり、借りている人が亡くなったり、いなくなったり、さまざまなケースが発生すると思われま。
- したがいまして、それらのマニュアルについては、公社と十分協議し、皆さん方にお手引き本を配布するように事務局に準備いたさせますので、この辺で終わりたいと思います。
- ほかにございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 　　審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 　　異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
- 「議案第23号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を第3号を除き可と決する方は挙手願います。
- (挙手満場)
- 議 長 　　挙手満場です。
- よって、「議案第23号」を第3号を除き可と決します。
- 議 長 　　次に、第3号について審議いたします。
- 遠藤 勝幸 委員は退室願います。
- (午後2時54分 退室)
- 議 長 　　審議願います。
- (なしの声あり)
- 議 長 　　審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 　　異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
- 「議案第23号 農用地利用配分計画案に係る意見について」、第3号を可と決する方は挙手願います。
- (挙手満場)
- 議 長 　　挙手満場です。
- よって、「議案第23号 農用地利用配分計画案に係る意見について」、第3号を可と決しました。
- 遠藤 勝幸 委員は入室願います。

(午後 2 時55分 入室)

議長 遠藤 勝幸 委員に申し上げます。  
「議案第23号」、第 3 号は可と決しました。

議長 次に、「議案第24号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。  
局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐 初めに先ほどの遠藤委員への回答のほうから先にさせていただきますけれども、厳美・滝原ひがし地区の工期ですけれども、平成31年度から平成36年度までの6年間ということですので、よろしく願いいたします。  
それでは、適用外証明についての説明をさせていただきたいと思えます。  
別冊の86ページをお開き願います。  
議案第24号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、の議案の内容についてご説明いたします。  
次のとおり、農地法の適用外証明願の提出がありましたので、可否についての決定を求めるものでございます。  
本議案に係る申請は2件で、千厩地域が1件、東山地域が1件でございます。  
申請の内容は、第2号まで記載のとおりですので、ご覧願います。  
いずれの案件も、農地以外になってから20年以上経過または農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。  
以上で、説明を終わります。

議長 以上で「議案第24号」の説明を終わります。  
ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。  
まず、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

12番 千厩地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。  
佐藤繁委員 現地調査日、現地調査員については3条と同じですので割愛いたします。  
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。  
第1号、申請地は、J R 千厩駅から南西に約980mの位置にあり、周囲は東・北側が雑種地、西側が市道、南側が宅地となって

		います。
		狭小地であり、耕作に不適なことから放置し、平成5年頃から雑種地となっており、既に農地性は失われています。
		以上でございます。
議	長	ありがとうございます。
13番		次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。
鈴木初男委員		東山地域、農地法適用外現地調査の報告を行います。
		現地調査日、平成30年12月11日、午前9時より、農業委員 私鈴木と千葉委員、渡辺委員、支所職員として渡邊産業経済課長補佐です。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		申請地は、東山支所から北に約2.5kmの位置にあり、周囲は東・西・南側が農地、北側が宅地となっています。
		昭和53年頃から宅地として利用しており、既に農地性は失われていました。
		以上です。
議	長	ありがとうございます。
		以上で現地調査の結果についての報告を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第24号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第24号」を可と決します。
議	長	次に、「議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する可否について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局長補佐		87ページをお開き願います。
		議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する可否の決定についての議案の内容についてご説明いたします。
		次のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を

受けるための適格者であることの証明願が提出されましたので、当該証明の可否についての処分の決定を求めるものでございます。

本議案に係る申請は、一関地域が1件でございます。

被相続人、相続人、それから適用を受けようとする農地は記載のとおりでございます。

被相続人につきましては、平成30年5月11日に亡くなっており、申請者が被相続人の農地を遺産分割協議書により相続することになったことに伴い、相続税の納税猶予を受けるため、死亡した日から10か月以内に税務署へ相続税の納税猶予を受けるための適格者証明書を提出する必要があります。

適格者であるか否かの当委員会の判断の要件といたしましては、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたものであるかどうか、または特定貸付けを行っていたものかどうかということでございます。

特定貸付けといいますのは、基盤法を利用して貸借権の設定をしていた農地、利用権を設定して貸付けを行っていたというのを特定貸付けというように定められております。

また、相続を受ける者の要件につきましては、相続により取得した農地等で今後農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められるものであるか、または、相続により取得した農地は特定貸付けを行っていた農地かどうかの要件を満たす方であり、今回の申請はその要件を満たすものと考えます。

今回は、被相続人が特定貸付けを行っていた農地を取得し、引き続き特定貸付けを行うことから該当するというように考えるものでございます。

なお、相続税の納税猶予は相続人が死亡した日まで猶予され、免除になるものでございます。

もし、途中で20%以上農地を売ったとか転用してしまったような場合、また、耕作放棄した場合は、全額利子を付けて遡って納めることとなり、20%以内の場合はその売った分、転用した分、または耕作放棄した分の相続税に利子を付けて納付することとなるものでございます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第25号」の説明を終わります。

審議願います。

議 長

15番 遠藤勝幸委員 余計なことかもしれませんが、被相続人の所有面積が18,860㎡なのに対して特例を受けようとするのは7,059㎡であります。

局長補佐 私であれば全部相続をして特例を受けようとするのですが、なぜこの7,059㎡になったのか、それについて教えてください。

局長補佐 今回、おっしゃるとおり、18,860㎡の相続をしたものでございますけれども、特定貸付けを行っていた分が7,059㎡ということで、本人がこちらで農業を営んでいたというわけではございませんので、現在、既に特定貸付けを行っている分について、相続税の納税猶予を行うということで、この7,059㎡の分だけ猶予を受けるようでございます。

議長 長 よろしゅうございますか。

議長 長 ほかにございませんか。

議長 長 (なしの声あり)

議長 長 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議長 長 (異議なしの声あり)

議長 長 異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

議長 長 「議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

議長 長 (挙手満場)

議長 長 挙手満場です。

議長 長 よって、「議案第25号」を可と決します

議長 長 次に、「議案第26号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を上程いたします。

局長補佐 より説明いたさせます。

局長補佐 88ページをお開き願います。

議長 長 議案第26号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断についての議案の内容についてご説明いたします。

議長 長 次のとおり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づき、農地・非農地の判断を求めるものでございます。

議長 長 本議案に係る判断農地は23筆で、一関地域に係るものでございます。

議長 長 89ページをお開き願います。

議長 長 非農地判定予定農地一覧でございます。

議長 長 これは今年の農地パトロールで現況が原野ということで判断していただいた農地の一覧でございます。

議長 長 また、90ページは、荒廃農地調査一覧表でございます。

所有者からは、今年中に非農地通知書を出してほしいとの強い要望があったことから、急きよ、昨年の農地パトロールでB分類に判定された農地について、荒廃農地調査を行い、一覧表のとおり回答をいただいたものでございます。

今回は、その所有者から提出いただいた荒廃農地調査票により、非農地と判断しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第26号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第26号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第26号」を可と決します。

議 長

以上で議案審議が終了いたしました。

第4回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時13分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員